

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

配偶者居住権の創設へ

民法の相続分野の見直しの中で、残された配偶者の保護を強化することを目的として、配偶者が自身が亡くなるまで今の住居に住める配偶者居住権が新設されます。また、あわせて生前に書く「自筆証書遺言」を全国の法務局で保管できる制度もつくり、相続を巡るトラブルを減らしたい考えです。

相続に関する民法改正は1980年以来です。現在、高齢化が進み、残された配偶者が生活に困窮するのを防ぐ仕組みづくりが必要とされていました。

民法では遺産分割について、遺言がなく配偶者と子どもで分ける場合、配偶者が2分の1を相続し、残りの2分の1を子どもの人数で分けると定めています。これに対して新制度では、遺産分割の選択肢として、配偶者はそれまでの住居に住み続けられる「配偶者居住権」を新設します。住居の所有権を長男など配偶者以外が持っても、配偶者は居住権を得られるようになります。特に期間を決めなければ、配偶者は自身が亡くなるまで住めることになります。

現行制度でも配偶者は遺産分割で所有権を得れば、そのまま住み続けられますが、住居の所有権を持つと、その分、預貯金などその他の財産の取り分が少なくなり生活が苦しくなる可能性があります。所有権ではなく居住権なら売却する権利がない分、評価額は小さくなりますが、預貯金などの財産は多く受け取れるようになります。

例えば、遺産の内訳が評価額2千万円の住居と、その他の財産3千万円の総額5千万円とします。現行制度では配偶者が住居に住み続ける場合、住居の評価額が2千万円なので、その他の財産の取り分は500万円になります。

これに対して、居住権の場合は評価額が1千万円でも、その他の財産は1500万円得られます。

婚姻期間が20年以上の夫婦なら、配偶者に住居を生前贈与するか遺言で贈与の意思を示せば、その住居は遺産分割の対象から外すことが可能で、現預金や不動産などの財産を相続人で分ける際に、配偶者の取り分は、その分が実質的に増やせます。ただし、住居以外の財産が少なければ、配偶者が遺産分割のために住居の売却を迫られることもあり得ました。

そこで、遺産分割が終わるまで、それまでの住居に無償で住める「短期居住権」も新たに設けられます。夫や妻が亡くなったときに、配偶者が急に住まいを失うことを避けることが狙いです。

終末期や死後の手続きなどを自分で考えて準備する「終活」への関心が高まるなか、遺言をめぐるトラブルを防ぐ仕組みも導入します。



CONTENTS

配偶者居住権の創設へ	P.1
自筆証書遺言の保管制度	P.1
IT導入補助金がスタート	P.2
配偶者控除と配偶者特別控除の改正について	P.2
飲食費5,000円基準と不正計算による重加算税	P.3
不動産開発の「建設工事」の手順	P.4
中小企業のIT活用状況	P.5
5月度の税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
無料相談会実施中	P.6

自筆証書遺言の保管制度

生前に被相続人が書く自筆証書遺言は、自宅で保管するか金融機関や弁護士に預けてきましたが、被相続人の死後に所在不明になるなどの恐れがありました。そこで公的機関である全国の法務局で保管できるようにして、相続人に遺言があるかを簡単に調べられるようにします。

法務局に預けた場合は、家庭裁判所で相続人が立ち会って内容確認する「検認」の手続きを不要にします。財産の一覧を示す財産目録はこれまで自筆に限定していましたが、パソコンでの作成も可能にし、その利便性を高めます。

遺言には公正証書遺言もあります。公証人が形式の不備などが無いように書いて、公証役場で保管するため改ざんや紛失を避けられますが、作成に証人2人以上が必要であるなど手間や費用がかかります。自筆証書遺言は1人で手軽に作成できる利点の特徴です。

IT導入補助金がスタート

2018年4月20日から、今年度のIT導入補助金がはじまりました。昨年と比べると、受けられる補助金の上限額が100万円から50万円に半減し、補助率もIT投資金額の2/3から1/2に縮減しました。しかし、「予算額が100億円→500億円」とされたので、実は、補助金を獲得できる会社数は昨年の10倍近くに増える見込みです。



IT導入補助金とは、中小企業がソフトウェアやクラウド利用費等に投資する場合に、その投資額の1/2を補助してくれる制度(補助金上限50万円・下限15万円)のことです。今年中に、ソフトウェアやクラウド、ホームページの投資をお考えの中小企業や個人事業主の方は、是非このIT導入補助金をご検討ください。

【参考】サービス等生産性向上IT導入支援事業ホームページ : <https://www.it-hojo.jp/>

配偶者控除と配偶者特別控除の改正について

2017年度税制改正により、配偶者の合計所得金額(以下本文内、所得金額)に応じて受けられる配偶者控除、配偶者特別控除が見直されました。これにより30年分から配偶者控除では納税者本人の所得金額に制限が加わり、配偶者特別控除については控除の対象となる配偶者の所得金額が拡大等されました。

◆ 対象となる配偶者とは

配偶者控除や配偶者特別控除における“配偶者”とは、原則としてその年の年末時点で下記の3つの条件すべてに当てはまる人をいいます。この“配偶者”の所得金額に応じて、納税者は配偶者控除又は配偶者特別控除の適用が受けられます。

- ・ 婚姻届が提出されている配偶者であること(つまり、内縁関係者は対象外です)
- ・ 納税者と生計が一緒であること(一緒に暮らしているかどうかは関係ありません)
- ・ 青色申告者の事業専従者としてその年中に一度も給与の支払を受けていないこと(白色事業専従者も含む)

◆ 配偶者控除

2017年分までの配偶者控除は、配偶者の所得金額が38万円以下であれば、所得税の計算上、納税者本人の所得金額に関係なく38万円(年末時点の配偶者の年齢が70歳以上の場合は48万円)の控除を受けることができました。これが改正で下表のとおり、適用を受けることができる納税者の所得金額に上限を設けた上、納税者の所得金額に応じて控除額が逡減する措置が講じられました。

下表でお分かりのとおり、今回の改正で影響を受けるのは、納税者自身の所得金額が900万円を超えた場合です。900万円を超えると控除額が逡減し、1,000万円を超えると適用することができなくなりました。

適用年分		～平成29年	平成30年～	～平成29年	平成30年～
配偶者	年末時点での年齢	70歳未満		70歳以上	
納税者	900万円以下 (1,120万円以下)	38万円	38万円	48万円	48万円
	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)		26万円		32万円
	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)		13万円		16万円
	1,000万円超 (1,220万円超)		—		—

影響を受ける範囲：合計所得金額900万円超

◆ 配偶者特別控除

配偶者特別控除は、納税者自身の所得金額が1,000万円以下であることに加え、配偶者の所得金額に応じて、所得税の計算上、最高38万円まで控除が受けられるものです。これが改正で配偶者の所得金額の上限が引き上げられた一方で、所得金額が900万円を超える納税者については、控除額が所得金額に応じて逡減します。

具体的な金額は、次頁の表のとおりです。配偶者の所得金額が76万円以上123万円以下も対象に含まれることになったものの、納税者の所得金額が900万円を超えると配偶者の所得金額との組合せによっては、控除額がこれまでより減少するケースがあります。なお、住民税においても控除額は異なりますが、同様の改正が2019年度から適用されますので、ご自身の確定申告状況を確認しながら、影響を受ける場合の税額を試算されてはいかがでしょうか。

配偶者		納税者の合計所得金額 (参考:給与のみの場合の年収)					
		900万円以下 (1,120万円以下)		900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)		950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
		～平成29年	平成30年～	～平成29年	平成30年～	～平成29年	平成30年～
参考:給与のみの場合の年収 (円)	合計所得金額						
1,030,001 ～ 1,049,999	38万円超 40万円未満	38万円		38万円		38万円	
1,050,000 ～ 1,099,999	40万円以上 45万円未満	36万円		36万円		36万円	
1,100,000 ～ 1,149,999	45万円以上 50万円未満	31万円		31万円		31万円	
1,150,000 ～ 1,199,999	50万円以上 55万円未満	26万円		26万円		26万円	
1,200,000 ～ 1,249,999	55万円以上 60万円未満	21万円	38万円	21万円	26万円	21万円	13万円
1,250,000 ～ 1,299,999	60万円以上 65万円未満	16万円		16万円		16万円	
1,300,000 ～ 1,349,999	65万円以上 70万円未満	11万円		11万円		11万円	
1,350,000 ～ 1,399,999	70万円以上 75万円未満	6万円		6万円		6万円	
1,400,000 ～ 1,409,999	75万円以上 76万円未満	3万円		3万円		3万円	
1,410,000 ～ 1,500,000	76万円以上 85万円以下	—		—		—	
1,500,001 ～ 1,550,000	85万円超 90万円以下	—	36万円	—	24万円	—	12万円
1,550,001 ～ 1,600,000	90万円超 95万円以下	—	31万円	—	21万円	—	11万円
1,600,001 ～ 1,670,000	95万円超 100万円以下	—	26万円	—	18万円	—	9万円
1,670,001 ～ 1,750,000	100万円超 105万円以下	—	21万円	—	14万円	—	7万円
1,750,001 ～ 1,830,000	105万円超 110万円以下	—	16万円	—	11万円	—	6万円
1,830,001 ～ 1,900,000	110万円超 115万円以下	—	11万円	—	8万円	—	4万円
1,900,001 ～ 1,970,000	115万円超 120万円以下	—	6万円	—	4万円	—	2万円
1,970,001 ～ 2,010,000	120万円超 123万円以下	—	3万円	—	2万円	—	1万円
2,010,001 ～	123万円超	—	—	—	—	—	—

影響を受ける範囲:

- ・納税者の合計所得金額900万円以下、かつ、配偶者の合計所得金額40万円以上
- ・納税者の合計所得金額900万円超

飲食費5,000円基準と不正計算による重加算税

法人税の計算上、「1人当たり5,000円以下の飲食費」は交際費等の範囲から除外されますが、税務調査においては、参加人数の水増しによる不正計算が指摘されることがあります。会社としては不正の意図はありませんが、接待等を行った社員等が経理担当者に参加人数を偽って報告をしていたものも少なくありません。交際費等の範囲から除かれる飲食費とは、飲食費として支出する金額を参加人数で除した金額が5,000円以下であるものが対象(措法61の4④,措令37の5①)です。1人当たりの飲食費のうち5,000円相当額を控除する制度ではないため、1人当たりの金額が5,000円を超えた場合には、その費用のすべてが交際費等に該当します。



また同制度は、下記事項を記載した書類を保存している場合に限り適用があるので注意してください(措規21の18の4)。

- ① 飲食のあった年月日
- ② 飲食等に参加した得意先・仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ③ 飲食等に参加した者の数
- ④ その飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地

上記のように、接待等を行った内容について、正しく明細書等に記載されていることが要件とされているため、税務調査では、一の飲食代が分割されていないか、参加人数の水増しはないか、接待等の相手先に偽りがいないか等をポイントに確認が行われていきます。

接待行為は会社として行われる性質を有するため、所得の計算上、参加人数の水増しなどが行われていた場合には“会社が不正行為を行った”と認定され、税務上は仮想・隠ぺいを行ったとして重加算税の対象になる可能性もあるので注意が必要です。

参加人数の水増しといった問題は、もしかすると税務というよりコンプライアンスの問題かもしれません。経理担当者としては、例えば明細書等に“接待等を行った社員の氏名”を記載する欄を設けるなど、改ざん防止に向けた一定のルール作りも重要になります。

不動産開発の「建設工事」の手順

現在名古屋市でも、様々な場所で不動産の再開発が行われています。そこで今回は、不動産開発における建設工事の手順について見ていきたいと思います。

まず、開発(土地の区画形質の変更)の手順は次のとおりです。



◆ 建築確認申請までの手順

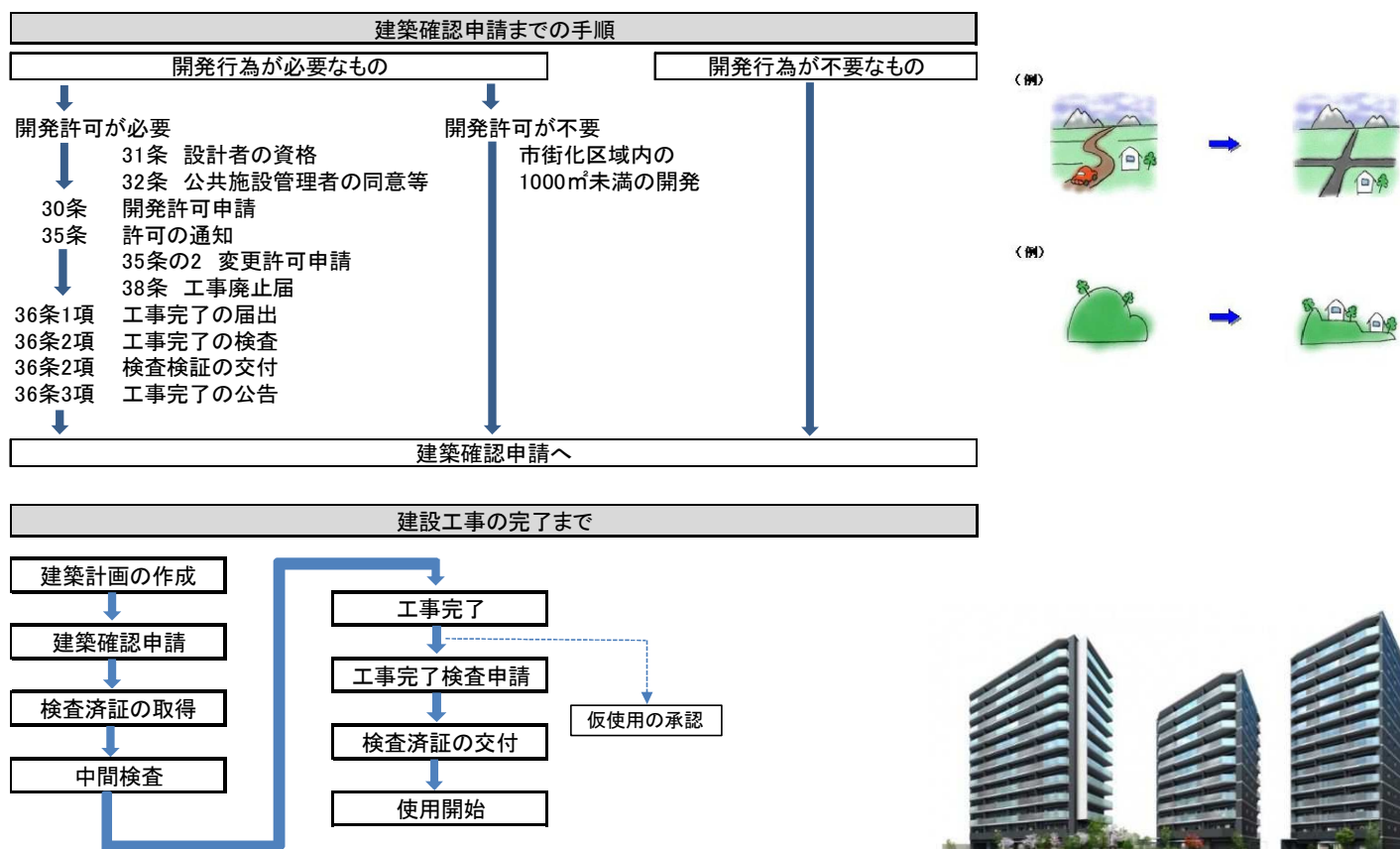
- ① **開発許可の取得** 都道府県知事(または指定都市の長)に開発許可の申請を行い許可を得ます。その際、公共施設(電気、ガス、水道、鉄道、義務教育の提供者)と協議が必要な場合があります。
- ② **開発工事** 重機などを使用して工事を行います。
- ③ **工事完了の届出** 途中変更がある場合、開発行為を中止した場合など、その都度、届出を行います。
- ④ **検査** 許可申請時のとおりに工事ができているかどうか、検査を受けます。
- ⑤ **検査済証の交付** 検査に合格した書面を受け取ります。
- ⑥ **工事完了の公告** 工事が完了したことを広く周知します。

※⑥が完了するまでは建築物の建築に着手できません。⑥を待ってから建築確認申請の手続きを行います。

◆ 建設工事の完了まで

- ① **建築確認申請** 建築主事に建築確認申請を行います。
- ② **確認済証の取得** 特定行政庁から建築基準法に合致している旨の確認済証を取得し、工事に入ります。
- ③ **中間検査** 特定の工事工程(鉄筋を組んでコンクリートを打設する前など)において、役所から職員が訪れ、検査を受けます。
- ④ **仮使用の承認** 完成前に建物を使用する場合などにおいて、仮使用の承認を受けます。
- ⑤ **工事完了検査申請** 工事が終了し、工事完了の検査を受けるための申請を行います。
- ⑥ **検査済証の交付** 建物の検査に合格した証明書を受け取り、ようやく建物が使用できるようになります。

※これだけでも概ね半年から1年がかりの仕事になります。また、開発行為に入る前に、農地法の許可を得なければならないときには、さらに半年ほど工期が必要となる場合があります。



中小企業のIT活用状況

大企業に比べると、中小企業ではITの活用が遅れぎみと言われています。ここでは、中小企業基盤整備機構が平成30年2月に発表した調査結果から、中小企業のIT活用状況などをみていきます。

◆ パソコンや市販ソフトの活用が多い

上記調査結果から、中小企業の現状でのIT活用状況をまとめると、下表のとおりです。全体では売上金の会計処理や給与の事務処理などにパソコンや市販ソフトを活用している割合が最も高く、36.7%となりました。次いで自社のホームページを有し、問合せや受注につなげている割合が高くなっています。また、クラウドサービスの利用は10%程度にとどまっています。

活用状況ごとにみると、パソコンや市販ソフトを活用している割合が最も高いのは建設業で、自社のホームページを有し、問合せや受注につなげている割合と、生産管理やマーケティングにITを活用している割合は製造業が最も高くなりました。クラウドサービスの利用割合が最も高いのはサービス業で、電子商取引を行っている割合が最も高いのは小売業という状況です。

◆ AI等の導入は50%が考えていない

次に今後のAIやIoT、ロボットの導入についての考えをみると、これらの導入を考えていないとする割合は、全体で50.7%となりました。既に導入しているとする割合は5%程度で、導入を予定または検討している割合を含めても、30%程度にとどまっています。

	全体	製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス業
売上金の会計処理や給与の事務処理などにパソコンや市販ソフトを活用している	36.7	31.9	43.2	39.0	36.3	39.1
自社のホームページを有し、問合せや受注につなげている	25.2	29.4	16.7	22.0	24.2	25.2
生産管理やマーケティングにIT（市販ソフトを含む）を活用している	11.9	18.1	6.1	8.2	11.3	8.9
クラウドサービスを利用してデータの管理運用などを行っている	11.5	7.6	11.4	13.8	8.1	18.1
電子商取引（EC）を行っている	8.7	10.6	5.3	12.6	14.5	5.5
ITはほとんど活用していない	6.0	2.4	17.4	4.4	5.6	3.2

独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業の生産性向上に関するアンケート調査」より作成

IT導入が進まない理由として、費用の高さや効果の程度が分かりにくいという回答が多くなっていますが、生産性を高めるためには、ITの活用は効果的です。ただし、その活用に当たっては、目的を明確にすることが大切になります。

5月度の税務スケジュール

内 容	期 限
4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 5月10日(木)
3月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納 期 限 } 5月31日(木)
個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知	
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
9月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月毎の中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分) ＜消費・地方消費税＞	
確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付	
自動車税の納付、鉦区税の納付	

今月の名言録

プロの自覚

プロとは、その道をわが職業としている専門家のことである。
職業専門家とは、つまりその道において、一人前にメシが食えるということである。
いいかえれば、いかなる職業であれ、その道において他人様からお金をいただくということは、すでにプロになったということである。アマチュアではない。



芸能やスポーツにおいては、プロとアマとの区別はきびしい。
真にプロに値するものでなければ、お客はたやすくお金を払ってはくれない。
お客は慈善の心で払いはしないのである。
だから、プロを志すことは容易でないし、プロを保持するための努力もなみたいていではない。
甘えてはいられない。学校を出て会社や官庁にはいる。はいれば月給がもらえる。
月給をもらうということは、いいかえればその道において自立したということであり、つまりはプロの仲間入りをしたということである。もはやアマチュアではない。
そうとすれば、芸能界やスポーツ界の人びとと同じく、またプロとしてのきびしい自覚と自己練磨が必要となってくるはずである。

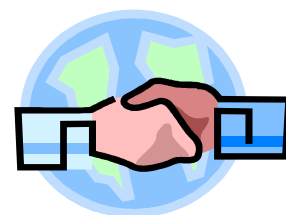
おたがいにプロとしての自覚があるかどうか。

(「道をひらく」 松下幸之助著 PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

〒460-0022
名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL: 052-331-0135
052-331-0145
FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

